

平成 年 月 日

内閣総理大臣

野田佳彦様

東京電力株式会社原子力
発電所事故による風評
被害の指針への明瞭化
などを求める要望書

岩手県・宮城县

岩手県知事

達 増 拓 也

岩手県市長会会长

盛岡市長 谷藤 裕明

岩手県町村会会长

一戸町長 稲葉 晉

宮城県知事

村 井 嘉 浩

宮城県市長会会长

仙台市長 奥山 恵美子

宮城県町村会会长

利府町長 鈴木 勝雄

東京電力株式会社原子力発電所 事故による風評被害の指針 への明示などを求める要望書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）により放出された放射性物質は、岩手県及び宮城県（以下「両県」という。）において、農林水産物の価格低下や観光客の減少による減収、検査費用の負担増加等の風評被害を招き、両県産業に広範にわたって深刻な影響を及ぼしました。

さらに、平成24年4月の食品衛生法改正による食品中における放射性物質の基準値の厳格化以降、出荷制限指示等が相次ぎ、風評被害は収束するどころか拡大の様相を呈しているため、震災からの復興を目指す両県にとって大きな障害となっています。

このような原発事故による被害については、被害発生の実態に即して賠償されるべきものであります。しかしながら、両県の農林水産業や観光業等の風評被害に係る損害の大半が、原子力損害賠償紛争審査会が定めた東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（以下「中間指針」という。）に明示されていないことをもって、東京電力株式会社は損害賠償に消極的な姿勢を示しております。このため、これまで両県では

風評被害を中間指針に明示するよう求めてきたところですが、国は中間指針に明示のない損害についても、個別具体的な事情に応じて相当因果関係が認められるものは賠償の対象となるとの見解にとどまり、未だ実現していない状況にあります。

また、中間指針においては、中間指針に明示されなかつた損害についても、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを東京電力株式会社に求めているところです。しかし、東京電力株式会社は、風評被害の損害賠償において、出荷制限等の対象となった農林水産物に係る損害等を除いては、被害者に対し原発事故との相当因果関係の厳密な証明を強いたり、被害者からの損害賠償請求に応じないなど、両県の被害者が十分な賠償を受けられない状況となっています。

このような状況を開拓するため、両県では風評被害の実態について調査等を重ねて来ましたが、農林水産業や観光業をはじめ、幅広い産業分野で風評被害が生じ、深刻な影響が及んでいることが改めて明らかになっています。

については、両県の被害者への損害賠償を迅速に進め、一日も早い復興を実現するため、国の責任において、以下の対策を早急に講じられますよう要望いたします。

- 1 出荷制限等の対象となっている農林水産物に限らず、両県の幅広い産業分野で風評被害が発生している実態を踏まえ、すべての両県の風評被害について、中間指針に明示すること。
- 2 東京電力株式会社に対し、両県で発生している被害の実態を認識し、原発事故の原因者として風評被害による損害についても幅広く責任を認め、十分で確実な賠償を迅速に行うよう強く指導すること。
- 3 風評被害により生産活動や事業活動に支障を来たしている生産者や事業者が、その活動を円滑に再開・継続できるよう、必要な支援を行うこと。
- 4 首都圏・関西圏を始め全国の消費者、流通関係者、食品関係事業者に対し、国の責任において、食品中の放射性物質の基準値の意味や安全性について確実に普及啓発を行うとともに、販売促進に対する支援策を充実すること。